

特定非営利活動法人環境パートナーシップいわて安全管理指針 Ver.2

平成 28 年 9 月 1 日

1. 安全管理の基本的な考え方
2. 安全管理組織体制の整備
3. 事故発生時の対応
4. その他

1. 安全管理の基本的考え方

1) 危険予知と対策の徹底

想定できる危険を予知し対策を講じること、万一の事態に備えた準備、スタッフの教育、スタッフ間の連携が重要である。危険には顕在危険（明らかに把握しやすい危険・例として流れの速い川、落ちている鋭利なガラス片など）と潜在危険（見落としがちで潜行している危険・例として点検不足の道具など）があり、経験ある指導者にとっては顕在危険でも参加者には潜在危険としてすら把握できない場合がある。潜在危険、顕在危険を認識し、対策を講じていくのが安全対策の基本である。

2) 安全教育

安全教育は、参加者の能力、知識、経験を考慮し、活動に参加する際の潜在危険を予測し安全に対処できる能力を養うことである。座学だけでなく現場での安全教育が重要である。道具の使い方、技術の修得、事故対処トレーニングなどがある。事故対処トレーニングは、指導者やスタッフ側に特に必要であり、避難訓練のようにシミュレーションを重ねておく必要がある。

3) 計画段階でのチェック

活動のテーマ、目的、日程、対象者、プログラムの内容、スタッフの配置などの課題を洗い出し、危険を予知するシミュレーションを行う。場所、施設、用具、持ち物、移動手段などに十分配慮する。現場は下見を行い、スタッフ全員が参加者の目線で危険箇所のチェックを行うことが必要である。

- ① テーマの設定
- ② 対象者の設定
- ③ 活動プログラムの決定
- ④ 指導者の決定
- ⑤ 場所、施設の決定
- ⑥ 用具、持ち物の決定
- ⑦ 輸送手段の決定

4) 実施段階でのチェックポイント

① 気象状況の把握

大雨、洪水、吹雪、雪崩、強風、台風、落雷の危険がないか

- ② 危険箇所の再確認
がけ、道路の損壊、山崩れ、火災
危険動植物、毒蛇、ハチ、うるし
- ③ 用具や装備の確認
刃物、火、コンロの扱いなど
- ④ 参加者の人数、健康管理（病気、中毒、アレルギー、その他の疾病）、弱者（子ども、高齢者、女性、心のケアの必要な方など）への配慮
- ⑤ スタッフの役割分担、健康管理とスタッフ間の連携、緊急時の対応

5) ヒヤリハット事例の収集と活用

日頃から安全管理に十分配慮した行動をとることが重要だが、毎日の活動の中で事故にいたる前のヒヤリハット事例を幅広く収集蓄積し、情報を共有し、発生した事例から学び、これらを活かし事故を未然に防止することが重要となる。

ヒヤリハット事例の収集は、“人は誰でも間違える”という人間の本質を基に、過ちを誘発しない環境や、過ちが事故につながらないシステムを組織全体として考え、整備し、安全文化の醸成に努めることを目的としている。安全で質の高い環境活動を目指すための基本であり、ヒヤリハット事例の報告者は、これによる不利益を受けない。小さなヒヤリハット事例も積極的に拾い上げ、事故の防止に役立てる。

ヒヤリハットの報告は、業務日誌の安全管理の欄を使用し、情報の蓄積と周知を行う。

ヒヤリハット（用語解説）

参加者に傷害が発生しなかったものをヒヤリハットとする。事故の一步手前の状態であり、この収集と分析、対策が重大事故の防止に役立つ。全職員がヒヤリハット事例の収集と報告、周知に努める。

2. 安全管理組織体制の整備

- 1) 事故防止・安全問題担当の安全管理者の任命
事故防止・安全問題にかかわる代表理事の職務を補佐するため安全管理担当者（リスクマネジャー）を任命する。リスクマネジャーは事務局長の職にあるものとする。
- 2) リスクマネジャーの活動
 - ① 安全に関する体制の構築、推進への参画
 - ② 安全に関する指針等の策定への参画、周知、毎年の見直し
 - ③ 安全に関する教育・研修会の企画・運営
 - ④ ヒヤリハット事例の分析、防止対策による事故発生への抑制
 - ⑤ 安全管理に関する情報収集、必要に応じた職員への周知
 - ⑥ 万一の事故発生時は、初期対応、原因調査と要因分析、再発防止のための徹底した活動の実施

- ⑦ 事故に備え適切な保険への加入

3. 事故等発生時の対応 <発生部署での初期対応>

1) 状況の把握と対応

事故の発見者は参加者の状況を把握し、他のスタッフに知らせ、応援を求め、必要な処置を行う。

- ① 冷静になる
- ② 参加者・自分自身の安全管理をする
- ③ 被害者以外の人たちの安全管理

2) 事故発生時の基本対応

① けが人の救護

周囲の状況とけが人の様子の把握、負傷者数の確認、救急車の手配

② 危険防止・安全な場所への移動

③ 事故の記録

発生の時間、処置の内容、けが人の氏名、事故の状況と程度

④ 関係者への報告（要点をリスクマネジャー、副代表理事、代表理事へ報告）

3) 必要に応じた家族への連絡

4) 経過報告

その後の経過についても、必要に応じリスクマネジャーに報告する。

4. その他

1) 本指針の改正

本指針の改正は、毎年必要に応じ見直しを行う。